

## 平成28年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| 1 監査の種類  | 行政事務の執行についての監査（行政監査）       |
| 2 監査のテーマ | 許認可等の事務について                |
| 3 監査対象   | 健康福祉部保険年金課（国民健康保険被保険者証の交付） |
| 4 監査実施期間 | 平成29年2月 2日                 |
| 5 監査結果報告 | 平成29年3月31日                 |

### 監査の結果（指摘事項）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【保険年金課】

<p>(1) 事務処理について エ 国民健康保険被保険者証の交付に係る届出書において決裁処理がなされていない。四日市市事務専決規程第5条第2項の規定に基づき決裁処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成29年 1月 6日 一日に受け付けた届出書について集計を行い、届出書原本とともに起案し、事務専決規程に定める専決区分のとおり課長の決裁を受けるよう、事務手続を改めた。</p>
--	--

## 平成28年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| 1 監査の種類  | 行政事務の執行についての監査（行政監査）       |
| 2 監査のテーマ | 許認可等の事務について                |
| 3 監査対象   | 健康福祉部保険年金課（国民健康保険被保険者証の交付） |
| 4 監査実施期間 | 平成29年2月 2日                 |
| 5 監査結果報告 | 平成29年3月31日                 |

### 監査の結果（意見）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【保険年金課】

<p>共通（3）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、上位職によるチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化及び研修の充実により業務精度の向上を図り、上位職によるダブルチェック体制の強化を行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成29年 9月29日 所属長は、課内研修や係会議を通じて専決規程の再確認等を行ったり、庁内研修を通じて会計事務を習得させるなど、職員に対して基本的な事務処理ルールの周知を行っている。 また、事務処理においてはチェックリスト等を活用し、上位職によるダブルチェックを徹底することで、課内におけるチェック体制の強化を図っている。 今後も、業務のマニュアル化を進めるなど、事務処理の適正化に向けた取り組みを継続的に実施していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成30年 3月30日 所属長は、課内研修や係会議を通じて専決規程の再確認等を行ったり、庁内研修を通じて会計事務を習得させるなど、職員に対して基本的な事務処理ルールの周知を行っている。 また、事務処理においてはチェックリスト等を活用し、上位職によるダブルチェックを徹底することで、課内におけるチェック体制の強化を図っている。 さらに、所属長は各係に対し業務の手順書等を作成させ、各業務のルール化や処理基準の明確化を図ることで事務処理の適正化を進めている。 今後も引き続きこれらの取り組みを実施していく。</p>